弁護士法の一部を改正する法律新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

○　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）

| 新 | 旧 |
| --- | --- |
| （削る） | （司法修習生となる資格を得た後に簡易裁判所判事等の職に在つた者についての弁護士の資格の特例）<br>第五条　司法修習生となる資格を得た後、簡易裁判所判事、検察官、裁判所調査官、裁判所事務官、法務事務官、司法研修所、裁判所職員総合研修所若しくは法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第四条第三十六号若しくは第三十八号の事務をつかさどる機関で政令で定めるものの教官、衆議院若しくは参議院の法制局参事又は内閣法制局参事官の職に在つた期間が通算して五年以上になる者は、前条の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有する。 |
| （法務大臣の認定を受けた者についての弁護士の資格の特例）<br>第五条　法務大臣が、次の各号のいずれかに該当し、その後に弁護士業務について法務省令で定める法人が実施する研修であつて法務大臣が指定するものの課程を修了したと認定した者は、前条の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有する。 | （法務大臣の認定を受けた者についての弁護士の資格の特例）<br>第五条の二　法務大臣が、次の各号のいずれかに該当し、その後に弁護士業務について法務省令で定める法人が実施する研修であつて法務大臣が指定するものの課程を修了したと認定した者は、第四条の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有する。 |

一　司法修習生となる資格を得た後に簡易裁判所判事、検察官、裁判所調査官、裁判所事務官、法務事務官、司法研修所、裁判所職員総合研修所若しくは法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第四条第三十六号若しくは第三十八号の事務をつかさどる機関で政令で定めるものの教官、衆議院若しくは参議院の議員若しくは法制局参事、内閣法制局参事官又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学で法律学を研究する大学院の置かれているものの法律学を研究する学部、専攻科若しくは大学院における法律学の教授若しくは助教授の職に在つた期間が通算して五年以上になること。

二・三　（略）

四　前三号に掲げるもののほか、次のイ又はロに掲げる期間（これらの期間のうち、第一号に規定する職に在つた期間及び第二号に規定する職務に従事した期間については司法修習生となる資格を得た後のものに限り、前号に規定する職に在つた期間については検察庁法第十八条第三項に規定する考試を経た後のものに限る。）が、当該イ又はロに定める年数以上になること。

イ　第一号及び前号に規定する職に在つた期間を通算した期間　五年

ロ　第二号に規定する職務に従事した期間に第一号及び前号に規

一　司法修習生となる資格を得た後に衆議院議員又は参議院議員の職に在つた期間が通算して五年以上になること。

二・三　（同上）

（新設）

定する職に在つた期間を通算した期間　七年

（削る）

（認定の申請）

第五条の二　前条の規定により弁護士となる資格を得ようとする者は、氏名、司法修習生となる資格を取得し、又は検察庁法第十八条第三項の考試を経た年月日、前条第一号若しくは第三号の職に在つた期間又は同条第二号の職務に従事した期間及び同号の職務の内容その他の法務省令で定める事項を記載した認定申請書を法務大臣に提出しなければならない。

2　前項の認定申請書には、司法修習生となる資格を取得し、又は検

2　前項の規定の適用については、次の各号に掲げる期間（前条又は同項第一号に規定する職に在つた期間については司法修習生となる資格を得た後のものに限り、同項第三号に規定する職に在つた期間については検察庁法第十八条第三項に規定する考試を経た後のものに限る。）は、それぞれ当該各号に定める規定に規定する職に在つた期間又は職務に従事した期間とみなす。

一　前条又は第六条第一項第二号に規定する職に在つた期間　前項各号

二　前項第一号に規定する職に在つた期間　同項第二号

三　前項第三号に規定する職に在つた期間　同項第一号及び第二号

（認定の申請）

第五条の三　前条第一項の規定により弁護士となる資格を得ようとする者は、氏名、司法修習生となる資格を取得し、又は検察庁法第十八条第三項の考試を経た年月日、前条第一項第一号若しくは第三号の職に在つた期間又は同項第二号の職務に従事した期間及び同号の職務の内容その他の法務省令で定める事項を記載した認定申請書を法務大臣に提出しなければならない。

2　前項の認定申請書には、司法修習生となる資格を取得し、又は検

| | |
|---|---|
| 察庁法第十八条第三項の考試を経たことを証する書類、前条第一号若しくは第三号の職に在つた期間又は同条第二号の職務に従事した期間及び同号の職務の内容を証する書類その他の法務省令で定める書類を添付しなければならない。 | 察庁法第十八条第三項の考試を経たことを証する書類、前条第一項第一号若しくは第三号の職に在つた期間又は同項第二号の職務に従事した期間及び同号の職務の内容を証する書類その他の法務省令で定める書類を添付しなければならない。 |
| 3　（略） | 3　（同上） |
| （認定の手続等） | （認定の手続等） |
| 第五条の三　法務大臣は、前条第一項の規定による申請をした者（以下この章において「申請者」という。）が第五条各号のいずれかに該当すると認めるときは、申請者に対し、その受けるべき同条の研修（以下この条において単に「研修」という。）を定めて書面で通知しなければならない。 | 第五条の四　法務大臣は、前条第一項の規定による申請をした者（以下この章において「申請者」という。）が第五条の二第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、申請者に対し、その受けるべき同項の研修（以下この条において単に「研修」という。）を定めて書面で通知しなければならない。 |
| 2　（略） | 2　（同上） |
| 3　法務大臣は、前項の規定による報告に基づき、申請者が研修の課程を修了したと認めるときは、当該申請者について第五条の認定（以下この章において単に「認定」という。）を行わなければならない。 | 3　法務大臣は、前項の規定による報告に基づき、申請者が研修の課程を修了したと認めるときは、当該申請者について第五条の二第一項の認定（以下この章において単に「認定」という。）を行わなければならない。 |
| 4　（略） | 4　（同上） |
| （研修の指定） | （研修の指定） |

第五条の四　法務大臣は、研修の内容が、弁護士業務を行うのに必要な能力の習得に適切かつ十分なものと認めるときでなければ、第五条の規定による研修の指定をしてはならない。

2　（略）

3　法務大臣は、第五条の研修の適正かつ確実な実施を確保するために必要な限度において、当該研修を実施する法人に対し、当該研修に関して、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な意見を述べることができる。

（資料の要求等）

第五条の五　（略）

（法務省令への委任）

第五条の六　（略）

（最高裁判所の裁判官の職に在つた者についての弁護士の資格の特例）

第六条　最高裁判所の裁判官の職に在つた者は、第四条の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有する。

---

第五条の五　法務大臣は、研修の内容が、弁護士業務を行うのに必要な能力の習得に適切かつ十分なものと認めるときでなければ、第五条の二第一項の規定による研修の指定をしてはならない。

2　（同上）

3　法務大臣は、第五条の二第一項の研修の適正かつ確実な実施を確保するために必要な限度において、当該研修を実施する法人に対し、当該研修に関して、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な意見を述べることができる。

（資料の要求等）

第五条の六　（同上）

（法務省令への委任）

第五条の七　（同上）

（最高裁判所の裁判官の職に在つた者等についての弁護士の資格の特例）

第六条　次に掲げる者は、第四条の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有する。

一　最高裁判所の裁判官の職に在つた者

| | |
|---|---|
| | 二　別に法律で定める大学の学部、専攻科又は大学院における法律学の教授又は助教授の職に在つた期間が通算して五年以上となる者 |
| | 2　前項第二号の規定の適用については、司法修習生となる資格を得た後に第五条に規定する職に在つた期間は、同号に規定する職に在つた期間とみなす。 |
| （弁護士の欠格事由）<br>第七条　次に掲げる者は、第四条、第五条及び前条の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有しない。<br>一～五　（略） | （弁護士の欠格事由）<br>第七条　次に掲げる者は、第四条から第五条の二まで及び前条の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有しない。<br>一～五　（同上） |
| （虚偽登録等の罪）<br>第七十五条　（略） | （虚偽登録等の罪）<br>第七十五条　（同上） |
| 2　第五条の二第一項の規定による申請において、第五条第一号又は第三号に規定する職に在つた期間、同条第二号に規定する職務に従事した期間及び同号の職務の内容その他の重要な事項につき虚偽の申請をして、法務大臣に同条の認定をさせた者も、前項と同様とする。 | 2　第五条の三第一項の規定による申請において、第五条の二第一項第一号又は第三号に規定する職に在つた期間、同項第二号に規定する職務に従事した期間及び同号の職務の内容その他の重要な事項につき虚偽の申請をして、法務大臣に同項の認定をさせた者も、前項と同様とする。 |
| 3　（略） | 3　（同上） |